

日本アスレティックトレーニング学会 賛助会員会費細則

(目的)

第1条 この細則は、一般社団法人日本アスレティックとレーニング学会（以下本法人）の定款第7条に定める賛助会員会費について必要な事項を定める。

(入会)

第3条 本規約に同意の上、入会申込書により入会するものとする。

(入会拒絶)

第4条 本法人は、入会申込者が以下の各号に該当すると認められるときは、その入会を拒絶することができる。

- 1) 入会申込書に虚偽の事項を記載した場合。
- 2) 過去に本規約に違反し、除名となっていた場合。
- 3) その他、本法人（理事会）が会員とすることを不適切であると判断した場合。

(会費)

第5条 賛助会費種別および年会費は以下の通りとする。

- 1) 賛助会員 S：年会費 1 口 25,000 円×4 口以上

本法人ホームページ上に個人または法人会員名（企業名）を明記することができる。

日本アスレティックトレーニング学会誌にて法人会員名（企業名）を掲載（年2回発刊）することができる。日本アスレティックトレーニング学会学術大会時の物品展示ブース（4口で1ブース、5口以上で2ブース）を設置することができる。

- 2) 賛助会員 A：年会費 1 口 25,000 円×3口

本法人ホームページ上に個人または法人会員名（企業名）を明記することができる。

日本アスレティックトレーニング学会誌にて法人会員名（企業名）を掲載（年2回発刊）することができる。学術大会でパンフレットを配布することができる。

- 3) 賛助会員 B：年会費 1 口 25,000 円×2口

本法人ホームページ上に個人または法人会員名（企業名）を明記することができる。

日本アスレティックトレーニング学会誌にて法人会員名（企業名）を掲載（年2回発刊）することができる。学術大会抄録集への（A4モノクロ1頁）広告掲載することができる。

- 4) 賛助会員 C：年会費 1 口 25,000 円×1口

本法人ホームページ上に個人または法人会員名（企業名）を明記することができる。

日本アスレティックトレーニング学会誌にて法人会員名（企業名）を掲載（年2回発刊）することができる。学術大会抄録集への（A4モノクロ1/2頁）広告掲載することができる。

- 5) 賛助会員は入会時に本法人指定の口座に年会費を納入する。

- 6) 賛助会員は毎事業年度の初めに本法人指定の口座に年会費を納入する。

(細則の変更)

第6条 本細則は理事会の決議を経て、代表理事がこれを定める。

附則

1. 本細則は、平成26年7月12日より施行する。
2. 本細則は、2017年3月28日より施行する。